

# 夢洲における国際医療のあり方研究会議

## 意見とりまとめ

令和4年10月19日

夢洲における国際医療のあり方研究会議 事務局  
(大阪府・大阪市)



## 夢洲における国際医療のあり方研究会議について

# ■ 研究会議について

## はじめに

スーパーシティ構想は、①生活全般にまたがる複数分野の**先端的サービス**の提供、②複数分野間での**データ連携**、③大胆な**規制改革**の3つを活用し、住民が参画し、住民目線で2030年頃に実現される未来社会の先行実現をめざす**国家戦略特区**の一つである。

大阪府と大阪市は、2025年に大阪・関西万博が開催される**夢洲**と、都心の大規模ターミナル・大阪駅の北側に隣接し、大規模複合開発を進めている**うめきた2期地区**という2つのグリーンフィールド※を舞台に展開する、万博開催に向けた建設工事の円滑化をめざす**夢洲コンストラクション**、**大阪・関西万博**、そして大規模な「みどり」と「イノベーション」の融合拠点を実現する**うめきた2期**という3つのプロジェクトにおいて、先端的サービスの提供や規制改革を内容とするスーパーシティ構想の提案を行い、令和4年4月、大阪市がスーパーシティの区域に指定された。

大阪府市の構想では、**ヘルスケア**とモビリティの2つの分野を柱としており、ヘルスケアの分野では、万博前の期間（フェーズ1）においては、ヒューマンデータとAIを活用した個別最適型の健康プログラムなどを、万博期間中（フェーズ2）においては、大阪ヘルスケアパビリオンでの近未来の医療サービス体験などを、そして万博後（フェーズ3）においては、**先端国際医療の提供**として、**国籍や場所を問わず先端国際医療サービスを日常的に享受することができる環境の整備**などを進めることとしている。

年内には、構想の内容をさらに具体化し、国家戦略特区法に基づき、規制改革を伴う事業等についてまとめる**区域計画**の案に加え、地元自治体として大阪のスーパーシティの全体像を表す**全体計画**を作成することとしている。

この意見とりまとめは、研究会議において委員からいただいたご意見をとりまとめたものである。

# ■ 研究会議について

## 開催目的

区域計画の案及び全体計画の検討にあたり、万博終了後の夢洲において、万博レガシーを活かし、**外国人患者が安心・安全に診療を受けられる医療環境の整備**について、**医療機関設置の可能性**を含め、必要となる**基本的考え方**について検討するため、研究会議を開催し専門家の意見を聴取する。

## 委員

- ・ 遠山 正彌 大阪府立病院機構理事長（座長）
- ・ 澤 芳樹 大阪警察病院院長
- ・ 西田 幸二 大阪大学大学院医学系研究科教授
- ・ 森下 竜一 大阪大学大学院医学系研究科寄附講座教授
- ・ 南谷 かおり りんくう総合医療センター健康管理センター長兼国際診療科部長
- ・ 北川 透 医療法人協和会理事長

## 開催実績

|   | 日 時                       | 主な論点                                                       |
|---|---------------------------|------------------------------------------------------------|
| ① | 令和4年7月1日（金）<br>13時～14時30分 | サービスの対象、ゲートウェイ機能の考え方、規制改革項目（外国人医師等の参画、オンライン診療、海外承認・国内未承認薬） |
| ② | 令和4年9月2日（金）<br>15時～17時    | ゲートウェイ機能の考え方、リハビリ機能のあり方、治療機能のあり方、ビジネスモデルの考え方、規制改革項目        |



## 必要な医療機能について

※本研究会議は、夢洲に医療機関を整備すると仮定した場合の望ましい国際医療のあり方について、専門家である委員からご意見をいただいたものであり、医療機関の細かな要件を定めるものではない。以降の資料は、委員によるご意見を記載したものである。

# ■ 必要な医療機能について

## 夢洲に医療機関を整備する際に必要な機能（総括）

国際観光拠点の形成をめざす夢洲において、外国人患者が安心・安全に診療を受けるためには、**国際医療貢献の視点**から、府内の先端的な医療機関等に患者をつなぐ**ゲートウェイ機能を持つハブ**としての役割が求められ、外国人患者をコーディネートする機能を、夢洲で一括して担うことが効果的。

その他、付加機能としてはドック機能やリハビリ機能等が考えられるが、これらは実際に医療機関を整備する段階で、採算性や事業主体となる医療法人等の意向も踏まえながら、さらに検討が必要。

外国人  
患者

夢洲の  
医療機関  
(ハブ)

連携  
医療機関

【コーディネート・通訳機能】  
民間事業者との連携も想定し連携医療機関へ派遣

ゲートウェイ機能

### 【対象】

- ・訪日外国人（医療目的、観光目的等）
- ・在留外国人  
※自由診療を行う

### 【ゲートウェイ機能の方向性】

- ・検査、診察 … 全身スクリーニング等一定手厚く
- ・治療 … 入院はなし、ホテルとの連携を基本

### 【連携先イメージ】

- ・先端的、高度な医療機関
- ・その他可能な限り幅広い連携先を確保

付加機能

### 【付加機能の方向性】

- ・ドック機能 … 検査機器を有効活用し実施
- ・リハビリ … ニーズや体制面で課題あり  
実施の場合はホテルとの連携を基本
- ・医療機器展示 … 医療機器産業界との連携

# ■ 必須の医療機能

## （１）ゲートウェイ機能

- 自己完結的に、再生医療などの高度な先端的治疗を行う医療機関を、夢洲に整備することは非現実的。夢洲を入り口に、国際医療貢献の視点から、府内に集積する大学病院等の高度な医療機関へ患者をつなぐゲートウェイ機能を整備することが妥当。
- 検査、診断については、全身スクリーニングが可能な検査機器を導入するなど、先端の診断法を取り入れる。
- 紹介先医療機関とスムーズに調整できるよう、医療関係者も関与するコーディネート機能が必要。
- 各病院での確保が難しい通訳や医療コーディネーターについて、民間事業者との連携も想定し、患者の紹介先の連携医療機関へ派遣する。
- 自院での治療については、手術は行わず、緊急処置的なものに限定。患者の滞在はホテルとの連携を基本とし、入院機能は持たない想定。

## ■ 付加的な医療機能

### （２）ドック・健診機能

- ・ ゲートウェイ機能としては、高度な診断技術を備えたドックを併設することを検討すべき。
- ・ 高額な検査機器を導入するのであれば、ドック機能を併設して有効活用する可能性はある。

### （３）リハビリ機能

- ・ 現状、海外からの患者で、日本でリハビリを希望される方はほとんどいない。滞在期間の長期化や、特に言語聴覚に関するリハビリでは言語の問題があり難しいことなどが理由としてあげられる。
- ・ 人員面、施設面等を考えると、必須の機能とはいえない。リハビリ専門病院との連携も考えられる。
- ・ リハビリを行うとすれば、患者にホテルに滞在していただき、通いや訪問の形で行うことは可能ではないか。

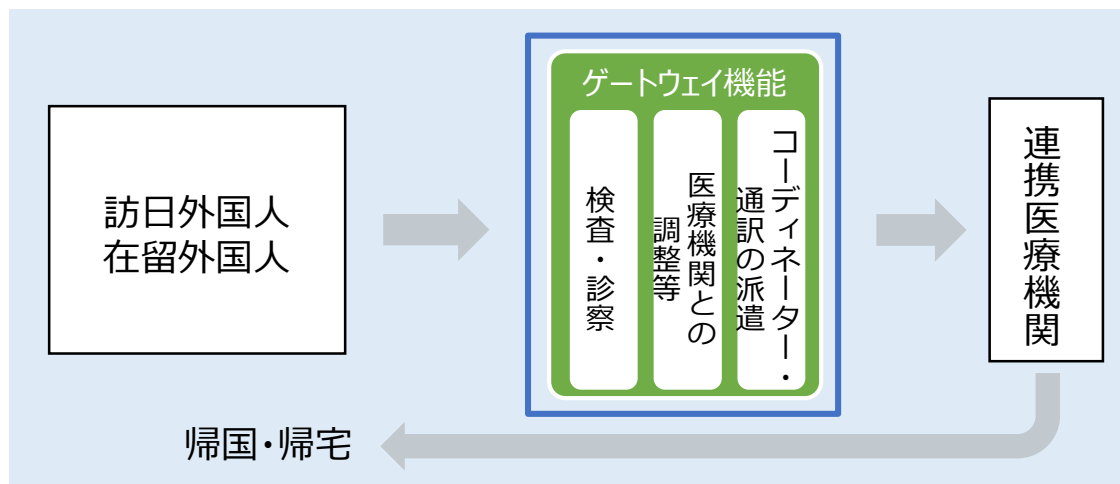
### （４）医療機器の展示機能

- ・ 夢洲に先端的な検査機器を導入し、海外へ機器の紹介・輸出につながるような仕組みができれば、産業界の協力も得られやすいのではないか。



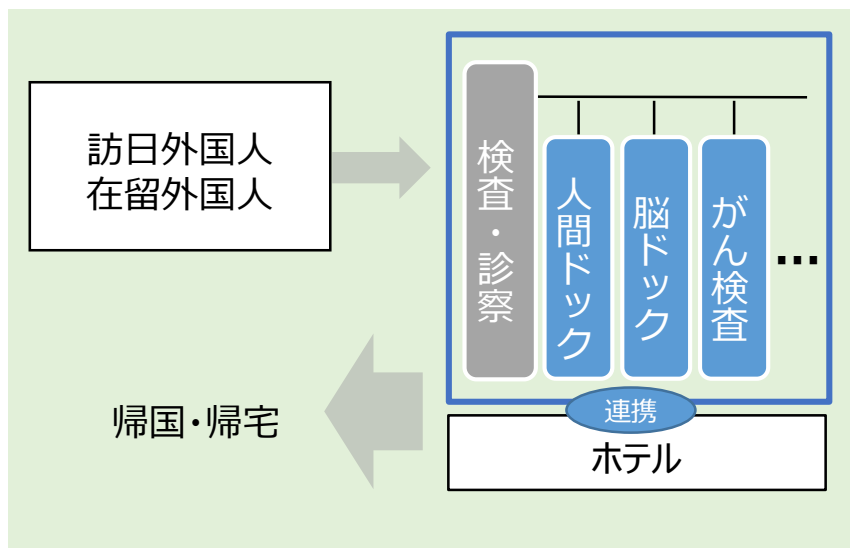
# 医療機能のイメージ

## 基本となる機能：ゲートウェイ機能

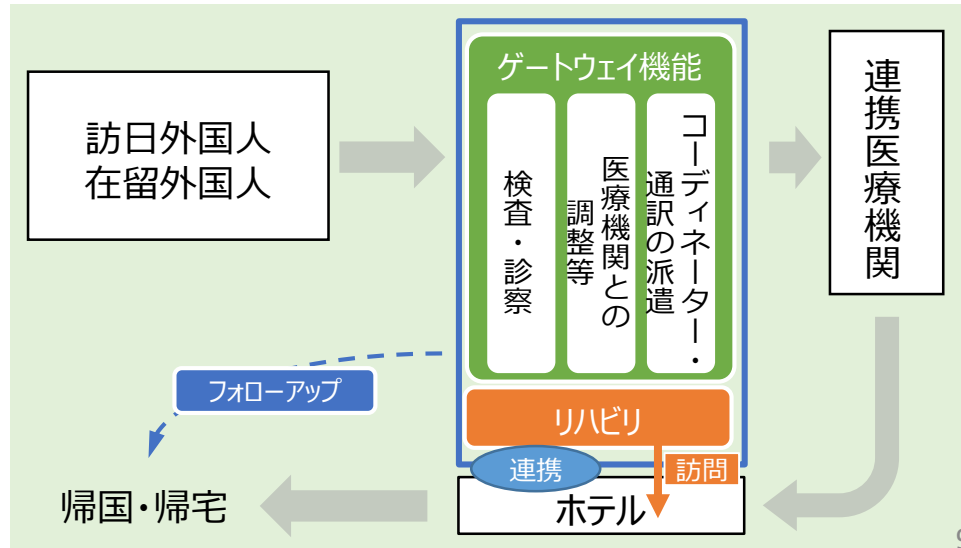


## 付加機能

### 【ドック・健診機能】



### 【ゲートウェイ+リハビリ機能】





## 規制改革事項について

※本研究会議は、夢洲に医療機関を整備すると仮定した場合の望ましい国際医療のあり方について、専門家である委員からご意見をいただいたものであり、医療機関の細かな要件を定めるものではない。以降の資料は、委員によるご意見を記載したものである。

# ■ 規制改革事項について

## 外国人医師・看護師の参画（英語による医師等国家試験の実施）

外国人医師・看護師の参画については、以下のように様々な意見がある。

- 外国人医師については、日本人スタッフとのコミュニケーションや日本の医療システムに関する知識不足、診療行為の責任問題、報酬面の問題等、さらに訪日患者は日本の医師に診てほしいというブランドを加味すると、医療機関として外国人医師を抱えるメリットが少なく、web参加も含め「参画できる」程度にとどめるべき。
- 一方で、患者が海外で受診する際に、母国語でコミュニケーションをとれる安心感は重要であることから、特区限定での外国人医師の参画には一定の意義があるのではないか。
- ただ、外国人医師を確保する手法として、英語による医師国家試験は、二国間協定など既存制度で実現可能であり、実施面の難しさからも現実的ではなく、反対。
- コミュニケーション面から、コメディカルやコーディネーターに外国人を採用することは有効ではないか。
- 学会が独自に認定している医療通訳や国際看護師の活用、連携は有効。
- 医療通訳やコーディネーターの制度化を国に求めていくべき。
- コロナ前は、中国からのインバウンドが多数を占めていたが、コロナ後は状況が大きく変わる可能性がある。より幅広く、国際医療の観点から議論すべき。

# ■ 規制改革事項について

## 海外とのオンライン診療

- 患者の入国前の病状確認～帰国後のフォローの各段階で、外国の医師がオンラインで診療に参加できることは有効。

### 【海外】

### 【特区区域内】

・患者入国前の病状確認

・患者帰国後のフォロー

外国人医師 (D)

患者  
(P)

オンライン

夢洲の医療機関

医師 (D)

指針適用あり  
(実施可能)

### 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に関するQ&A (抜粋)

H30.12 (R4.1改訂)

Q18

国内に所在する日本の医療機関の医師が、国外に所在する患者にオンライン診療やオンライン受診勧奨を実施する場合にも「指針」は適用されるか。

A18

国外に所在する患者に対するオンライン診療やオンライン受診勧奨についても、診療行為は国内で実施されており医師法、医療法や本指針が適用される。実施に当たっては、患者の所在する国における医事に関する法令等も併せて遵守する必要。

指針では言及なし

海外からのオンライン診療の実施要件等を指針等において明確化することを求める

現行制度で可能

規制改革

・海外の外国人医師による診療

雇用関係

外国人医師 (D)

※日本の医師免許あり

オンライン診療

患者  
(P)

夢洲の医療機関

受診

## ■ 規制改革事項について

### 海外承認・国内未承認薬の使用（患者の母国で承認されている薬の使用等）

**海外承認・国内未承認薬の使用については、以下のように様々な意見がある。**

- 健康被害等大きな問題の発生が懸念されるため、海外において医薬品の安全性に関するしっかりとしたエビデンスが必要。
- 日本の医療を求める外国人患者を想定しており、国内未承認薬の使用は趣旨が合わない。
- 夢洲ではゲートウェイ機能を中心とし、治療については最小限とする方向で議論を行っており、未承認薬を処方する場面が想定しづらい。
- 一方で、医療水準の高い国において承認された医薬品であれば、一定の安全性に関するエビデンスは保証されていると考えられ、認定委員会の承認を条件に使用を認めてもよいのではないか。



## 夢洲における国際医療のあり方の方向性について

※本研究会議は、夢洲に医療機関を整備すると仮定した場合の望ましい国際医療のあり方について、専門家である委員からご意見をいただいたものであり、医療機関の細かな要件を定めるものではない。以降の資料は、委員によるご意見を記載したものである。

## ■ 夢洲における国際医療のあり方の方向性

本研究会議では、これまで2回の意見交換を行い、万博終了後の夢洲において万博レガシーを活かし、外国人患者が安心・安全に診療を受けられる医療環境の整備について、医療機関設置の可能性を含め、必要となる基本的な考え方について検討してきた。

### 《医療機能について》

必要な医療機能としては、**国際医療貢献**の視点から、**ゲートウェイ機能を持つハブとしての役割※をベースに、付加機能としてドック機能やリハビリ機能等を視野に、事業採算性等も踏まえ検討していくべき。**

※手厚い検査と的確な診断を行ったうえで、府内の先端的な医療機関等に患者をつなぐもの。

なお、当該医療機関では、入院を伴わない程度の治療、ホテルとの連携等を基本とする。

### 《規制改革事項について》

**外国人医師等の参画**については、web参加も含め参画を可能とし、外国人医師等の確保の手法としては、当面は**二国間協定**により外国人医師の雇用を行うが、**国際医療貢献の推進**のためにも**医師国家試験などの国際化**を求める。

**海外とのオンライン診療**については、海外からの患者の入国前から帰国後の各段階で、外国の医師がオンラインで参画できるよう、**国のガイドラインの明確化**などを求める。

**海外承認・国内未承認薬の使用**については、慎重な対応が必要であるが、例えば**医療水準の高い国において承認された医薬品**であれば、一定の安全性に関するエビデンスは保証されていると考えられ、**認定委員会の承認を条件に、夢洲の医療機関限定で使用を認めることを求める。**

こうした検討結果を踏まえ、今後、大阪府市において、万博後の夢洲における国際医療のあり方について、スーパーシティの全体計画等の中でしっかりと示していくことを期待する。